

# 水銀対策の実効性の確保に向けて

## — 「水銀に関する水俣条約」の国内担保二法の成立 —

環境委員会調査室 中野 かおり

### 1. はじめに

第189回国会の平成27年6月12日、「水銀に関する水俣条約」（以下「条約」という。）の的確な実施を担保するための「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」の両法律案が参議院本会議で可決され、成立した<sup>1</sup>。

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」（以下「水銀汚染防止法案」という。）の主な内容は、国が水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定すること、水銀鉱の掘採・特定の水銀使用製品の製造・特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止すること、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源<sup>2</sup>の管理に係る指針を定め、定期的な報告を求めること等である。

一方、「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」（以下「大防法改正案」という。）の主な内容は、水銀排出施設に係る届出制度を創設すること、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付けること、水銀等の排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めること等である。

両法律案の提出の経緯等については、既に本誌で触れているため<sup>3</sup>、本稿では、国会における主な論議を中心に述べるとともに、衆議院環境委員会において提出された修正案及び参議院環境委員会の附帯決議の概要についても紹介する。

### 2. 主な論議

両法律案は、衆参両院とも一括議題とされ、衆議院環境委員会において、政府に対する質疑、参考人からの意見聴取・質疑が行われた。質疑終局後、両法律案に対し、それぞれ修正案が提出されたが、いずれも否決され、原案どおり可決された。その後、参議院環境委員会において、政府に対する質疑、参考人からの意見聴取・質疑が行われ、両法律案はいずれも可決された。なお、両院の環境委員会において、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されている。

---

<sup>1</sup> なお、「水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件」は、衆議院に続き、平成27年5月22日に参議院で承認された。

<sup>2</sup> 条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の「廃棄物」に該当せずかつ有用なものをいう。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。

<sup>3</sup> 詳細については、拙稿「水銀による環境汚染の防止に向けて」『立法と調査』364号（2015.5）58～68頁を参照されたい。

## (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

水銀汚染防止法案では、主務大臣は、我が国における水銀対策の全体像や将来像を示す「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を中央環境審議会等の意見を聴いて策定することとしている。

同計画のフォローアップを行う必要性及びその実施時期について、望月環境大臣及び高橋環境大臣政務官は、「計画策定後の適切なフォローアップは大変重要と考えている。具体的な進捗状況のフォローアップの進め方や改定の時期については、実施計画の策定後、条約の締約国会議での国際的議論の動向等を踏まえつつ検討する。その際、中央環境審議会や産業構造審議会での議論を踏まえて対応する」旨答弁している<sup>4</sup>。

## (2) 水銀使用製品の製造規制等

条約では、水銀添加製品について2020年までの段階的廃止期限を設け、その製造の禁止等を求めていることを受けて、水銀汚染防止法案では、特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じることとしている。

### ア 水銀含有量基準の深掘り・廃止期限の前倒し

具体的な対象製品については、製造・流通実態等も踏まえ、条約以上の水銀含有量基準の深掘り<sup>5</sup>、廃止期限の前倒し<sup>6</sup>など、我が国独自の条約を上回る規制が検討されている<sup>7</sup>。その意図及び内容について、環境省から、「優れた水銀代替・低減技術を有する我が国として、世界の水銀対策をリードする観点から、事業者の意見も聞きながら、製品ごとに水銀含有量基準の深掘りや廃止期限の前倒し等を検討し、今後、必要なステップを踏んだ上で、政令で規定したい」旨答弁があった<sup>8</sup>。

また、現在の検討状況について、経済産業省から、「環境省と経済産業省が共同で開催する検討会で事業者の意見聴取を行っており、その結果を踏まえ、中央環境審議会及び産業構造審議会でも議論し、今夏までに結論を得たい」旨答弁があった<sup>9</sup>。

### イ 産業界への影響

水銀使用製品の製造の原則禁止について、条約以上の措置も含まれることから、産業界への影響について問われた。これについて北村環境副大臣及び環境省から、「水銀使用製品について我が国は他国に比べて先進的な技術を有しており、加えて製造事業者へのヒアリング等を行うなど製品の規制水準を適切に設定することとしている。そのため、条約の担保措置として導入する規制により、産業界に新たに過度な負担が生ずるもので

<sup>4</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号8頁、13～14頁（平27.5.15）

<sup>5</sup> 条約により電池やランプ等について製造等の禁止が求められる水銀含有量基準よりさらに低い基準による禁止をいう。

<sup>6</sup> 条約における製造等の廃止期限より早い時期からの禁止をいう。

<sup>7</sup> 『水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（第一次答申）』（平成26年12月）（中央環境審議会）14頁

<sup>8</sup> 第189回国会参議院環境委員会議録第5号10～11頁（平27.6.4）

<sup>9</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第7号9頁（平27.5.22）

はない」旨答弁があった<sup>10</sup>。

さらに、産業界に過度な負担が生じないという具体的な根拠について問われたところ、経済産業省から、「電池に関しては、乾電池は既に無水銀化を達成している。ボタン電池は、国内流通分の大半は無水銀化されている。蛍光灯は、2020年までに条約基準を達成する見込みであり、また、無水銀かつ省エネルギーの代替製品として、LED照明、有機EL照明等の代替品が普及しつつある。蛍光灯は、原則上、水銀の使用をゼロにはできないため、今後、LED照明、有機EL照明等の普及に注力する意向であると確認している。また、電力を制御するスイッチ及びリレーは、無水銀の代替品が開発・普及しつつあり、2020年までに無水銀化を達成する見込みである。また、医療用計測器に関しては、体温計や血圧計は水銀を使用しない電気式の代替技術が既に確立されており、普及が進みつつある。工業用計測器、温度計、圧力計は、2020年までに無水銀化を達成する見込みである」旨答弁があった<sup>11</sup>。

### (3) 水銀使用製品の適正な回収

条約上求められている措置ではないが、水銀汚染防止法案では、国、市町村及び事業者に対して、水銀使用製品の適正な回収に向けて、以下のような努力義務を規定している。

【第16条】国は、市町村に対し必要な技術的助言その他の措置を講ずる。

【第17条】市町村は、廃棄された水銀使用製品の適正な回収に必要な措置を講ずる。

【第18条】事業者は、水銀使用の表示等の消費者による分別排出に資する情報を提供する。

それぞれの具体的な内容について、環境省は、「第16条は、国が、市町村に対して、分別回収に関する先進的な取組を事例集で紹介すること、第17条は、市町村には一般廃棄物の適正な処理を行う責務があることから、国の技術的助言も踏まえ、それぞれの事情や状況に応じた適切な回収に努めてもらうこと、第18条は、適正回収を行うためには、消費者がその製品に水銀が使用されていることを把握することが重要であることから、事業者から水銀使用に係る製品表示等の情報提供をしてもらうことなどを想定している。情報提供に関しては、国が、対象範囲や消費者にとって分かりやすい表示の在り方も含め一定の指針を策定し、事業者に求められる具体的な取組の内容を明らかにする」旨答弁した<sup>12</sup>。

さらに、これら各主体の義務の在り方について、以下の点が問われた。

#### ア 国による財政的支援の必要性

一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき市町村が行うこととされているため、家庭から排出される水銀使用製品の分別回収に係る費用についても市町村が負担

<sup>10</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号2～3頁(平27.5.15)、第189回国会衆議院環境委員会議録第7号9頁(平27.5.22)、第189回国会参議院環境委員会議録第5号3頁(平27.6.4)

<sup>11</sup> 第189回国会参議院環境委員会議録第5号13頁(平27.6.4)

<sup>12</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第7号13頁(平27.5.22)、第189回国会参議院環境委員会議録第5号3頁(平27.6.4)

することとなる。この点、適正な回収を徹底するためには<sup>13</sup>、自治体による財政力の違いを考慮し、国による技術的援助にとどまらず、財政的支援を検討すべきとの意見があったところ、望月環境大臣は、「市町村が財政事情も含めたそれぞれの状況に応じた回収方法を工夫できるよう、例えば、パッカー車（ごみ収集車）に専用ボックスを設置した他の分別区分のごみとの同時収集や、低コストな取組事例の情報発信という助言や技術的支援を行うことにより市町村の取組をしっかりと支援していく」旨答弁した<sup>14</sup>。

#### イ 事業者の責任と情報提供の在り方

回収・処理の実効性を確保するためには、関連業界団体の力を借りつつ、拡大生産者責任の観点から、製造・販売・輸入業者の責任で回収を行うべきとの意見に対して、環境省は「廃棄物処理法に基づき、排出事業者の責任で処理することが原則になる」旨答弁するとともに<sup>15</sup>、望月環境大臣は、「国としては、分かりやすい表示の在り方、情報提供、一定の指針を作成し、事業者に求められている具体的な内容を明らかにする」旨答弁した<sup>16</sup>。

事業者からの情報提供の方法について、高橋大臣政務官及び環境省は、「製品本体への表示だけでなく、製品ごとの特性も踏まえ、製品の包装、製品に添付される書類等によることも想定している。また、事業者向けの水銀使用製品は、製品カタログ、製品を紹介するウェブサイト等によることも想定している。具体的な情報提供の方法は、今後検討する」旨答弁した<sup>17</sup>。

また、水銀の危険性を考慮し、表示の義務化を求める意見に対して、環境省は、「我が国では、水銀使用量の削減が相当程度進んできていること、また、本法案の施行により水銀使用製品の流通量が更に減少する可能性があることなどに鑑み、事業者には努力義務として適切に取り組んでもらいたい」旨答弁した<sup>18</sup>。

#### ウ 医療用計測機器の適正な回収

退蔵されている水銀血圧計や水銀体温計の適正な回収に向けた取組について、福山環境大臣政務官及び環境省は、「今後、水銀の使用規制を強化していく中で、相対的にリスク管理の重要度が増すと考えられるため、集中的に分別回収を促進していく必要がある。今後、回収促進事業や先進的な事例で得られた知見などを踏まえて<sup>19</sup>、マニュアルを策定するとともに、セミナーなどを通じて周知を図り、医師会等民間団体による回収の促

<sup>13</sup> 現在、廃棄された水銀使用製品の分別・回収を行っている市町村は、おおよそ7割である。

<sup>14</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号17～18頁（平27.5.15）、第189回国会衆議院環境委員会議録第7号3～4頁、12頁（平27.5.22）、第189回国会参議院環境委員会議録第7号10～11頁（平27.6.11）

<sup>15</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号17頁（平27.5.15）

<sup>16</sup> 第189回国会参議院環境委員会議録第7号9頁（平27.6.11）

<sup>17</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号17頁（平27.5.15）、第189回国会参議院環境委員会議録第7号8頁（平27.6.11）

<sup>18</sup> 第189回国会参議院環境委員会議録第5号18頁（平27.6.4）

<sup>19</sup> 環境省は、平成26年度に、旭川市や阿蘇地区で、薬局に回収ボックスを設置するなどのモデル回収事業を行うとともに、川崎市医師会の協力の下、水銀体温計等の回収促進事業を実施した。また、東京都医師会では、会員が保有する水銀体温計等のうち不要となったものを自主的に回収し、水銀を回収する取組を進めている。

進を支援したい」旨答弁した<sup>20</sup>。

#### (4) 廃金属水銀等の中長期的な管理の在り方

廃金属水銀等の中長期的な管理を徹底する観点から、国が積極的に関与すべきとの意見に対しては、望月環境大臣及び福山環境大臣政務官は、「水銀廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき対応する。具体的には、廃金属水銀の埋立処分に当たっては、硫化により硫化水銀の状態にした上で固型化することの義務付けを検討している。硫化水銀は、水銀が天然に鉱石として存在する際の形態であり、非常に安定した状態であると考えられるので、まずは排出事業者において適切に管理されることが重要である。一方、硫化水銀の長期安定性については、国としても継続した調査研究や検証を行うことが重要と認識しており、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めていく」旨答弁した<sup>21</sup>。

なお、衆参両院の環境委員会において参考人として出席した大塚直氏は、「アメリカなどでは、廃金属水銀に関するガイドラインを既に作成しているもので、そのようなものも参考にしながら対応を進めていくことが重要である」旨述べた<sup>22</sup>。

#### (5) 大気排出規制の具体的な内容

条約では、①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラー、③非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、④廃棄物の焼却設備又は⑤セメントクリンカーの製造設備（セメント製造施設）の5つの発生源からの水銀の大気への排出を規制するための措置を求めている。これを受けて、大防法改正案では、条約で掲げる新規・既存の5種類の水銀排出施設について設置又は構造等を変更しようとする者に対し、都道府県知事に届け出ることを義務付けることとしている。また、届出対象である水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、その施設から水銀等を大気排出する者は、排出基準を遵守しなければならないこととしている。

##### ア 規制対象施設

国内における年間の水銀大気排出量のうち約25%を占める鉄鋼製造施設を規制対象から除外している理由について<sup>23</sup>、望月環境大臣、高橋環境大臣政務官及び環境省は、「我が国の水銀の大気排出量は世界の1%であること、大気環境中の濃度は水銀の直接吸入による健康影響が想定されないレベルであることを勘案し<sup>24</sup>、条約上排出規制が求めら

<sup>20</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第5号3～4頁、8～9頁（平27.5.15）

<sup>21</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第7号2～3頁、13頁（平27.5.22）、第189回国会衆議院環境委員会議録第5号9～10頁、14頁（平27.5.15）

<sup>22</sup> 第189回国会衆議院環境委員会議録第6号7頁（平27.5.19）

<sup>23</sup> 国内における年間の水銀大気排出量（17～21トン）のうち鉄鋼製造施設からの排出量は、4.72トンである（『水銀大気排出インベントリー』（2010年度）（環境省））。

<sup>24</sup> 大気汚染防止法第22条第1項（常時監視）等の規定に基づき、平成10年度以降、国、都道府県等が全国約300地点で水銀の大気環境中濃度についてのモニタリングを実施しているが、直近の測定結果である平成24年度の全国平均濃度は2.1ngHg/m<sup>3</sup>であり、測定開始以来、指針値（年平均40ngHg/m<sup>3</sup>以下）を超過した測定地点はない。（『水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申）』（平成27年1月）（中央環境審議会）3頁）

れている施設を排出規制の対象とした」旨答弁した<sup>25</sup>。

#### イ 排出基準の在り方

水銀の大気排出抑制措置について総量規制ではなく濃度規制とする理由について、高橋環境大臣政務官は、「条約の大気排出規制の趣旨は、利用可能な最良の技術を適用して大気排出量をできる限り削減するというものであり、地域ごとの排出削減目標が達成されるよう規制する総量規制にはなじまない。また、大気中の水銀を直接吸入することにより健康に対する影響は生じないレベルであり、地域的な汚染状況に応じて特に排出量の削減を必要とするような状況にはない」旨答弁している<sup>26</sup>。

#### ウ 産業界への影響

大防法改正案で新たに水銀の排出規制が追加されることにより我が国の産業界に与える影響について、北村環境副大臣は、「規制対象となる水銀排出施設からの大気排出については、従来からのばい煙規制等により水銀についても既に一定の排出抑制がなされており<sup>27</sup>、同法案においては、排出削減に関する技術水準、経済性を勘案し、現実的に排出抑制が可能なレベルで、排出が可能な限り削減されるよう、排出基準を設定することとしている。そのため、条約の担保措置として導入する規制により、産業界に新たな過度な負担が生じるものではない」旨答弁している<sup>28</sup>。

### (6) 要排出抑制施設の自主的取組

大防法改正案では、届出対象外であっても水銀等の排出量が相当程度である施設（要排出抑制施設）について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めることとしている。我が国において条約の対象施設と同等に水銀を相当程度排出している鉄鋼製造施設を対象とすることが想定されている。

要排出抑制施設の設置者の自主的取組の内容について、環境省は、「要排出抑制施設の設置者は、実施可能な範囲で自主的に基準を設け、新增設時には水銀処理設備の設置、排出状況の測定、記録、保存などをする。また、基準の達成状況等の自主的取組の実施状況を評価し、その結果を公表しなければならない」旨答弁した<sup>29</sup>。

また、自主的取組の評価について、環境省は、「自主的取組の実施状況は、定期的な公表を義務付け、国民の厳しいチェックの下に置かれることから、実質的にしっかりと自主的取組を行うことが担保されると考えている。また、国も、審議会等において、自主的取組の状況について定期的に把握・評価し、排出規制施設に準じた取組が進められるよう対応する」旨答弁した<sup>30</sup>。

<sup>25</sup> 第 189 回国会衆議院環境委員会議録第 5 号 7 頁（平 27.5.15）、第 189 回国会参議院環境委員会議録第 5 号 17 頁（平 27.6.4）

<sup>26</sup> 第 189 回国会参議院環境委員会議録第 5 号 20 頁（平 27.6.4）

<sup>27</sup> 一般廃棄物の焼却施設の排ガス処理装置による水銀の除去率を分析した結果では、90%以上の水銀の除去率という報告もなされている。

<sup>28</sup> 第 189 回国会衆議院環境委員会議録第 5 号 2～3 頁（平 27.5.15）

<sup>29</sup> 第 189 回国会衆議院環境委員会議録第 7 号 8～9 頁（平 27.5.22）、第 189 回国会参議院環境委員会議録第 5 号 20～21 頁（平 27.6.4）

<sup>30</sup> 第 189 回国会衆議院環境委員会議録第 5 号 15 頁、18～19 頁（平 27.5.15）、第 189 回国会参議院環境委員会

## (7) 水銀等の輸出入管理の徹底

### ア トレーサビリティの確保

我が国から輸出された水銀等が、途上国における零細小規模金採掘などに使用されることによって健康被害や環境汚染を引き起こすことを防止するため、水銀等の輸出入管理を徹底する必要性が指摘されている。こうした観点から以下のような点が問われた。

水銀等の輸出先における最終用途の確認方法について、経済産業省は、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）に基づき行う水銀の輸出審査では、輸出相手国から書面による同意が得られていること、試験研究を始め、条約上許可される最終用途であることなど、輸出される水銀が輸出相手国で適切に使用されることが確認できる場合に限って例外的に輸出を認める。加えて、事後的にも適宜輸出者に対して報告を求めることにより、最終需要者、最終用途等について輸出承認時の内容とそごがないことを確認する」旨答弁した<sup>31</sup>。

また、事後報告の内容として、経済産業省は、「物質名、仕向地、経由地、最終需要者、最終用途、使用数量など、輸出される水銀、あるいはその用途に応じた的確に報告を求める」旨答弁した<sup>32</sup>。

さらに、第三国経由で輸出された水銀についてトレーサビリティを確保できるかという懸念について、経済産業省は、「事後報告の確認を通じて、安全保障分野の輸出管理と同様に輸出管理の実効性をしっかりと確保する」旨答弁した<sup>33</sup>。

なお、経済産業省は、「条約で定められている輸出規制に加えて、我が国独自の措置として、塩化第一水銀等6種の水銀化合物<sup>34</sup>の輸出について原則禁止をする。また、零細小規模金採掘を用途とする水銀及び水銀化合物の輸出を禁止するとともに、暫定的保管のみを目的とする水銀及び水銀化合物の輸出を禁止する」旨答弁した<sup>35</sup>。

### イ 輸入製品対策

輸入管理体制の整備状況について、経済産業省は、「我が国の市場で流通している水銀添加製品を組み込んだ製品を調べてリスト化することを検討している。こうした情報の輸入事業者への積極的な提供などを通じ、輸入事業者が規制対象となる水銀添加製品を組み込んだ製品をしっかりと認識し、輸入申告を的確に行うことを通じ、外為法に基づく輸入管理を適切に行う」旨答弁した<sup>36</sup>。

また、おもちゃなどに組み込まれている電池なども確認できるかとの懸念について、経済産業省は、「水際で全て止めるよう最大限の努力をしても、入ってしまうものが出てくることは否定できない。環境省と協力し、試買品を買って確認し、それを基に事業者

---

会議録第5号21頁（平27.6.4）

<sup>31</sup> 第189回国会衆議院環境委員会会議録第7号9～10頁（平27.5.22）、第189回国会参議院環境委員会会議録第5号4頁、14頁（平27.6.4）

<sup>32</sup> 第189回国会参議院環境委員会会議録第5号14頁（平27.6.4）

<sup>33</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号9頁（平27.5.21）

<sup>34</sup> 塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀をいう。

<sup>35</sup> 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号8～9頁（平27.5.21）

<sup>36</sup> 第189回国会参議院環境委員会会議録第5号14～15頁（平27.6.4）

に対して注意喚起、あるいは外為法に基づく的確な対応をする」旨答弁した<sup>37</sup>。

### （８）国際的な水銀対策

我が国の国際的な水銀対策について、外務省は、「平成25年10月の水俣条約外交会議で、我が国から、途上国の大気汚染対策、水質汚濁対策及び廃棄物処理のため、平成26年1月から3年間で総額20億ドルを支援することを表明した。これらのうち、環境汚染対策に該当する計画等として、下水道整備計画、火力発電所建設計画等、7か国計9件の計画に対する支援を決定した。また、水銀汚染の防止に特化した人材育成支援プログラムを開始し、昨年は、中国、ブラジル等7か国から約10名の研修生が参加した」旨答弁した<sup>38</sup>。

また、今後の国際的支援の在り方について、望月環境大臣及び環境省は、「多くの水銀を使用・排出している途上国に対しては、水銀対策技術の国際展開、人材育成支援及び水銀モニタリングによる協力等を行っていく」旨答弁した<sup>39</sup>。

## 3. 修正案の概要

衆議院環境委員会では、民主党・無所属クラブ、維新の党及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案により、両法律案に対して、それぞれ修正案が提出された。その概要は以下のとおりである。

水銀汚染防止法案については、今後、水銀の需要が減少することが想定される中で、水銀を適切に保管し、あるいは処分することが一層重要となってくることから、政府は、法施行後5年を目途に、水銀等の貯蔵者や水銀含有再生資源の管理者に対する支援の在り方、水銀使用製品の製造者や輸入者による回収制度の導入、廃棄物としての水銀等の最終的な処分の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。

大防法改正案については、条約の的確な実施を確保するための取組以外にも、国内における排出実態を踏まえた規制を考える必要があることから、政府は、法施行後5年を目途に、今回の改正において自主的取組を行うこととされている要排出抑制施設に係る規制等の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。

なお、衆議院環境委員会において、両修正案は賛成少数によりいずれも否決された。

## 4. 附帯決議の概要

両法律案に対しては、衆参の環境委員会において、それぞれ附帯決議が付されている。参議院環境委員会の附帯決議では、両法の施行に当たり、以下の点について、政府に対して適切な措置を講じることを求めている。

水銀汚染防止法案では、①水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の早期策定及び適時適切な見直し、②水銀廃棄物の適正な回収等の促進、③廃金属水銀等の長期管理にお

<sup>37</sup> 第189回国会参議院環境委員会会議録第5号15頁（平27.6.4）

<sup>38</sup> 第189回国会衆議院環境委員会会議録第5号4頁（平27.5.15）

<sup>39</sup> 第189回国会衆議院環境委員会会議録第5号5～6頁、11～12頁（平27.5.15）、第189回国会参議院環境委員会会議録第5号5頁（平27.6.4）、第189回国会参議院環境委員会会議録第7号3頁（平27.6.11）

ける積極的な国の関与、④水銀に関する正しい知識の普及啓発、⑤退蔵されている水銀血圧計や水銀体温計の効率的な回収等の枠組みの構築、⑥水銀等の輸出入管理の徹底、⑦途上国の条約参加促進への貢献及び世界的な水銀使用の低減への寄与、⑧水銀以外の有害重金属の環境リスクの削減に向けた国際貢献等の8項目が求められた。

一方、大防法改正案では、①要排出抑制施設の実効的な水銀排出抑制策、②排出状況に大幅な変化が見込まれる場合の臨機応変な排出規制・抑制措置の制度の在り方の検討、③水銀の大気排出に関する目録の作成に向けた枠組みの構築及び目録の精度の維持・向上等の3項目が求められた。

## 5. おわりに

今般、条約の国内措置を担保するための両法律案が成立したことにより、早期の条約締結に向けて、関連する政省令等の整備が急速に進められることとなる。平成27年5月22日には、水銀汚染防止法案の政省令の内容を検討している「水俣条約対応技術的事項検討会」において中間報告書(案)が取りまとめられ、ボタン型酸化銀電池を始めとする6品目について、条約の求める廃止期限を3年前倒しし、2017年から製造等を禁止する等の方向性が示された。今後、廃棄時の適正分別・回収に資する水銀使用製品のリスト化、消費者への情報提供の方法に関するガイドライン等についても同検討会において検討が進められる見通しである。

条約は50か国が締結して90日後に発効することとされているが、平成27年5月末現在、米国、ウルグアイなど12か国が条約を締結しているにとどまっている。我が国は、条約の早期発効に向けて各国に働き掛けるとともに、途上国に対して、我が国の水銀削減技術や人材育成支援等を積極的に展開していくことが重要である。

また、条約では、追加的な規制を検討するための規定が置かれていること、技術的な事項や詳細なルールについて今後検討するとされていることから、将来的に規制対象が広がる可能性があり、それらの議論の動向を踏まえ、法改正等を含めて、迅速に対応していくことが必要である。

全世界における水銀による環境汚染の防止に向けて、国内対策の着実な実施と国際支援の一層の強化という両面から、我が国が「世界の水銀対策をリード」し、「水俣条約」という名に恥じないような、実効性ある取組を推進することが求められる。

(なかの かおり)